

ひこね市民活動センター規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、ひこね市民活動センターという。

(目的及び事業)

第2条

1. この団体は、市民自らのまちづくり及び団体間のネットワーク形成を支援及び推進することにより、自立した市民活動を通じた住みよい地域づくりに寄与することを目的とする。
2. この目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。
 - (1) 市民活動についての情報の収集及び発信事業
 - (2) 市民活動についての相談事業
 - (3) 団体間の交流の促進及びネットワーク形成事業
 - (4) その他、本団体の目的を達成するために必要な事業

(事務所の所在地)

第3条 この団体は、事務所を滋賀県彦根市に置く。

第2章 組織

(会員)

第4条 この団体の会員は正会員のみとする。

正会員とはこの団体の目的に賛同して入会した個人及び団体

(入会)

第5条

1. 会員の入会については、特に条件を定めない。
2. 会員として入会しようとするものは、入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
3. 代表理事は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
4. 会員は、毎年、申込書を更新し、会費を納入しなければならない。
5. 会費の額は総会で別に定める。

(会員資格の喪失)

第6条 会員が次の各号に該当するときは、その資格を喪失する。

1. 退会届を提出したとき
2. 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
3. 継続して2年以上会費を滞納したとき。
4. 除名されたとき。

(退会)

第7条 会員は、退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第8条 会員が次の各号に該当するときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

1. この規約等に違反したとき。
2. この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(会費の不返還)

第9条 既納の会費は返還しない。

(役員)

第10条 この団体に次の役員を置く。

1. 代表理事：1名
2. 副代表理事：1名
3. 理事：若干名
4. 監事：1名

(選任等)

第11条

1. 役員は総会において正会員の中から選任する。
2. 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
3. 監事と代表理事、副代表理事及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(職務)

第12条

1. 代表理事は、この団体を代表し、その業務を総理する。
2. 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるときまたは代表理事が欠けたとき、その職務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し、この規約の定め及び理事会の議決に基づき、この団体の業務を執行する。
4. 監事は、会計及び資産の状況並びに業務執行状況を監査する。

(任期等)

第13条

1. 役員は任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
2. 補欠のため、又は増員によって就任した役員は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
3. 役員は、辞任または任期終了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第14条 役員が次の各号に該当するときは、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

1. 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
2. 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(事務局及び職員)

第15条

1. この団体に事務局及び職員を置く。
2. 職員は、代表理事が任免する。

(報酬及び手当て)

第 16 条

1. 役員及び職員は、報酬を受けることができる。ただし、役員のうち報酬を受けることができるものは、その総数の 3 分の 1 以下の範囲とする。
2. 役員及び職員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 役員及び職員の報酬の額は総会で別に定める。

第3章 会議

(会議)

第 17 条 この団体の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(総会)

第 18 条

1. 通常総会は毎年 5 月頃に開催する。
2. 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する。
 - ① 正会員の 5 分の 1 以上の開催請求があったとき。
 - ② 監事からの開催請求があったとき
 - ③ その他、代表理事が必要と認めるとき
3. 総会は正会員の過半数の出席で成立し、議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。
4. 総会は次に掲げる事項を審議する。
 - ① 事業計画及び事業報告に関する事項
 - ② 予算及び決算に関する事項
 - ③ 規約の改正に関する事項
 - ④ 解散
 - ⑤ 合併
 - ⑥ 役員を選任及び解任に関する事項
 - ⑦ その他運営に関する重要事項

(総会における表決権等)

第 19 条

1. 各正会員の表決権は、平等なものとする。
2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

(理事会)

第 20 条

1. 理事会は、必要に応じて代表理事が招集し、会の運営に必要な事項を審議する。
2. 理事会は理事を持って構成する。
3. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

(理事会における表決権等)

第 21 条

1. 各理事の表決権は、平等なものとする。
2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

第4章 会計

(会の経費)

第22条 この団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

1. 会費
2. 寄付および協力金
3. 財産から生じる収入
4. 事業に伴う収入
5. その他の収入

(事業計画及び予算)

第23条 この団体の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第24条 この団体の事業報告書およびこれに伴う収支決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第25条 この団体の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第5章 規約の変更、解散及び合併

(規約の変更)

第26条 この団体が規約を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経なければならない。

(解散)

第27条 この団体は次に掲げる事由により解散する。

1. 総会の決議
2. 目的とする活動に係る事業の成功の不能
3. 正会員の欠乏

(残余財産の処分)

第28条 この団体が解散したときに残存する財産は、総会で正会員の4分の3以上の議決を得て、この団体と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第5章 補則

第29条 この規約の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

この団体の設立当初の事業年度の会費は、第5条の規定に関わらず、次に掲げる額とする。

【正会員】個人・団体 年間3600円